

令和2年5月1日

第11回新型コロナウイルス感染症に係る「青森市危機対策本部」 本部長指示

青森県内では、4月28日（火）に26例目となる新型コロナウイルス感染症患者の発生が十和田市で確認され、依然として予断を許さない状況が続いていますが、全都道府県を対象地域とした緊急事態宣言の期限が5月6日（水）までとされており、青森県を対象地域としての取扱いが不透明なことから、以下の対策を指示します。

- 小・中学校については、5月10日（日）まで臨時休校を延長し、遠隔授業の実施を継続すること。なお、5月11日（月）以降については、5月6日（水）を期限とする緊急事態宣言の取扱いを踏まえ、改めて決定する。
- 放課後児童会については、5月7日（木）から、8時から13時までは教職員対応により学校内で預かり、13時以降は放課後児童支援員による対応とすること。
- 「特別定額給付金」については、マイナンバーカードを使用して申請を行う「オンラインによる申請」及び市のホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記載して申請を行う「自己申告による申請」の二通りの申請方法について、5月11日（月）午後1時から受付できる環境を整備すること。また、予め必要事項が記載され、口座番号と世帯主の署名等の記入だけで容易に申請できる「郵送による申請」については、申請書を5月下旬までに発送すること。

市民の皆さまにおかれましては、これまでも感染拡大防止の取組に御協力いただいているところですが、明日からのゴールデンウィークを控え、

- ① 密閉空間、密集、密接の「3つの密」を回避するとともに、咳エチケットや手洗いの徹底、不要不急の外出を控えるなど、拡散防止につながる行動をお願いします。
- ② 緊急事態宣言の対象地域や海外からお越しの方やそれらの地域へお出かけになった方は、2週間程度は不要不急の外出を控えてくださるようお願いいたします。
- ③ 県内での新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、ゴールデンウィーク期間中の青森県への帰省は極力自粛していただくようお願いいたします。